

## 社会福祉法人福田会 役員報酬規程

本規定は、社会福祉法人福田会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### 第1条（常勤役員に対する報酬）

常勤役員（常勤役員とは毎月定期的に業務執行する役員をいう。但し、当法人職員との兼務理事については除く）については、月額総額90万円を上限として報酬を支給する。

### 第2条（非常勤役員に対する報酬）

非常勤役員については、下記のとおり報酬を支給する。

#### 記

#### (1) 評議員

- ・評議員会への出席（日額） 12,000円
- ・上記の他、業務のための出勤（日額） 12,000円

#### (2) 理事

- ・理事会への出席（日額） 12,000円
- ・上記の他、業務のための出勤（日額） 12,000円

#### (3) 監事

- ・理事会・評議員会への出席（日額） 12,000円
- ・業務監査（年額） 50,000円
- ・会計監査（年額） 200,000円
- ・上記の他、業務のための出勤（日額） 12,000円

### 第3条（兼務理事に対する報酬）

兼務理事については、役員報酬は支給しないが、理事会等に出席の場合には日額12,000円を支給する。

#### 第4条（役員報酬の支給方法）

- (1) 常勤役員に対する報酬等は、毎月末日に支給する。但し、その日が休日に当たるときは職員給与規定第4条第3項に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員に対する報酬は、発生の都度、支給する。

#### 第5条（役員の就任・退任）

- (1) 新たに常勤役員に就任した者には、就任月から報酬を支給する。
- (2) 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

#### 第6条（公表）

当法人は、この規定をもって、社会福祉法59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### 第7条（改廃）

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### 第8条（補則）

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規定は、令和3年4月1日以降、効力を有する。

以上